

②笠間市政治倫理審査会意見書の閲覧を実施します

笠間市政治倫理審査会から、市長、副市長、教育長および市議会議員の「資産等報告書」および「所得等報告書」の審査結果について意見書が提出されましたので、次のとおり閲覧を実施します。

閲覧期間 平成30年7月9日（月）から5年間 ※但し、土、日、祝日、年末年始は除く。

閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 秘書課（市長、副市長、教育長分） 議会事務局（市議会議員分）

問 秘書課（内線226） 議会事務局（内線303）

③市政に対するご意見ご要望をお聞きします

広く市民の皆さんから市政に対するご意見・ご要望を、市長をはじめ、職員が直接お聞きする市政懇談会を開催します。今後の市政運営に反映させるとともに、市民の皆さんと行政がお互いの情報を交換し合い、交流を図ることを目的としています。

参加申込みの必要はありませんので、お気軽にご参加ください。

日時 7月18日（水）午後7時～8時30分

場所 かさま歴史交流館井筒屋（笠間市笠間987）

※平成30年度の市政懇談会は7月で終了予定です。

問 秘書課（内線225）

④事業用施設等を新・増設するには書類の提出が必要です

県では、県内において事業用施設や事務所等を新設・増設した企業や、個人が利用できる「県税の特別措置（課税の免除・軽減税率）」を設けています。県税の特別措置を利用するにあたっては、各種の要件があり、また定められた期限までに書類の提出が必要です。

詳しくは、県税事務所までお問い合わせください。

【対象税目】 法人事業税、不動産取得税、個人事業税、県が課税する固定資産税

申・問 茨城県水戸県税事務所（水戸市柵町1-3-1）

課税第一課 TEL 029-221-4800 課税第二課 TEL 029-221-4820

⑤社会教育推進事業補助金を交付します

社会教育関係団体が、地域の特性を活かして市民を対象とした事業・活動を展開していくために必要な経費に対して、補助金を交付します。交付にはいくつかの条件がありますので、詳しくは生涯学習課までお問い合わせください。

対象者 主として社会教育に関する事業を行いその成果が期待できる団体であることなど、いくつかの条件があります。

対象事業 ・地区、地域の市民を対象とした社会教育に関する講演会や講習会
・異年齢交流事業（地域交流競技会、レクリエーション、三世代交流等）
・青少年に対するボランティア活動や社会奉仕体験活動、自然体験活動等の事業など

補助金額 経費の2分の1以内で、事業内容によって5万円から15万円までの範囲で限度額が定められています。

対象経費 報償費、使用料及び賃借料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費
※補助対象事業に要する経費であっても、食料費や備品類など、対象とならないものがあります。

応募期限 9月7日（金）

注意事項 申請のあった事業は、審査会で適切と判断した場合にのみ補助金を交付します。
交付の是非は10月頃に各団体に文書でお知らせします。

問 生涯学習課（内線385）